

木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物

牟岐町内の次の要件を満たす現在居住している木造住宅が対象です。

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除きます。）
- ③平屋または2階建て住宅（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含まれます。）

2. 申込者

①対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）

3. 申込受付期間及び募集戸数

- ①平成25年6月1日～
- ②対象戸数30戸（先着順）

4. 耐震診断を行う診断員

- ①建築士で、県の診断員講習を受けています。
- ②（社）徳島県建築士事務所協会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）

5. 自己負担

- ①一戸建ての場合、3,000円必要です。（共同住宅の場合、6,000円）



・申込方法

①申し込みの際に、対象住宅となるかどうかを確認させていただきますので、住宅の建築年度や構造などを調べておいてください。

②申込書類は役場総務課にあります。必要書類を揃えて、ご記入の上申し込んでください。

・木造住宅の耐震診断募集に関する窓口・問い合わせ先

牟岐町役場 総務課 72-3411

*申込の際には、平成12年5月31日以前に着工したことを証明する資料（建築確認書の写し等）を提出いただくか、課税台帳等の閲覧について同意していただくことになります。

木造住宅耐震改修について

耐震改修支援事業では、耐震改修工事を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が0.7未満）と判定された住宅

2. 対象工事

「徳島県木造住宅耐震改修施行者等」として徳島県に登録したものが施工し、補助金の交付決定後に着手、平成26年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

最大90万円（税込工事費の2/3）を補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修促進税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

木造住宅耐震リフォームについて

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業では、「簡易な耐震化」と「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を徳島県及び町が補助します。

1. 対象住宅

上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性が高い」（評点が1.0未満）と判定された住宅

2. 対象工事

簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッド、ブロック塀等の撤去など）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施工し、補助金の交付決定後に着手、平成26年2月末までに完了するもの

3. 補助金額

県から最大40万円（税込工事費の1/2）。さらに町内業者が施行する場合に限り、町から最大10万円（税込工事費の1/4）を上乗せ補助します。

問い合わせ先 県庁住宅課（TEL:088-621-2598）又は、牟岐町役場総務課（TEL:72-3411）